

令和6年12月（定例会）

第143回

気仙沼市議会議案書

令和6年12月9日提出

目 次

(令和6年12月9日提出)

議案 番号	件 名	頁	説明 資料 頁	備 考
1	気仙沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	3	—	
2	気仙沼市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	6	—	
3	気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	9	—	
4	気仙沼市下水道条例及び気仙沼市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について	12	3	
5	気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	31	6	
6	令和6年度気仙沼市一般会計補正予算	別冊	別冊	
7	令和6年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算		—	

議案第 1 号

気仙沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 9 日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき，議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

気仙沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年気仙沼市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1下水道事業運営審議会委員の項を次のように改める。

下水道事業運営審議会委員	大学教授・准教授	日額	30,000円
	その他の委員	日額	7,400円

別表第1ガス水道事業運営審議会委員の項を次のように改める。

ガス水道事業運営審議会委員	大学教授・准教授	日額	30,000円
	その他の委員	日額	7,400円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 号資料

気仙沼市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
職名		区分	報酬額	職名		区分	報酬額
略				略			
下水道事業 運営審議会 委員	大学教授・ 准教授	日額	30,000円	下水道事業 運営審議会 委員	日額		7,400円
	その他の委 員	日額	7,400円				
略				略			
ガス水道事 業運営審議 会委員	大学教授・ 准教授	日額	30,000円	ガス水道事 業運営審議 会委員	日額		7,400円
	その他の委 員	日額	7,400円				
略				略			
備考 略				備考 略			

議案第2号

気仙沼市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年12月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市印鑑条例の一部を改正する条例

気仙沼市印鑑条例（平成18年気仙沼市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「印鑑登録事務」を「印鑑登録原票」に改め、「，可視台帳をもって印鑑登録原票とし」を削る。

第17条第1項中「（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気媒体に記録したものに係るプリンター等からの打ち出しを含む。）について」を「について市長が」に改め、同項第5号中「記載されている印」を「登録されている印影」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第2号資料

気仙沼市印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 市長は、印鑑登録原票を備え、次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を記録する<u>印鑑登録原票</u>については_____，磁気ディスク等をもって調製することができるものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第17条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が_____</p> <p>_____証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 印鑑登録原票に登録されている印影に相違ない旨 (削る。)</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第8条 同左</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項各号に掲げる事項を記録する<u>印鑑登録事務</u>については、<u>可視台帳</u>をもって<u>印鑑登録原票</u>とし、磁気ディスク等をもって調製することができるものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第17条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し<u>(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気媒体に記録したものに係るプリンター等からの打ち出しを含む。)</u>について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 印鑑登録原票に記載されている<u>印</u>に相違ない旨</p> <p>2 <u>市長は、事故その他の事由により、前項の規定により証明することができないときは、規則で定める方法により証明することができる。</u></p>

議案第3号

気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年12月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例

気仙沼市都市計画税条例（平成18年気仙沼市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

字	地番
古町一丁目	182番2から182番38まで，261番2，285番2，286番3，352番2，352番3
古町二丁目	82番2から82番6まで，120番5から137番11まで，166番2から168番8まで，182番3から191番3まで，198番2，198番3，251番から252番2まで，262番3から262番12まで，282番4から301番まで
古町三丁目	224番4から224番7まで，268番1から268番12まで
滝の入	283番2から283番4まで，375番
川畑	全域
幸町二丁目	1番1から7番10まで，223番
魚町二丁目	248番から248番6まで
魚浜町	全域

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の気仙沼市都市計画税条例の規定は，令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和6年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。

議案第3号資料

気仙沼市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
字	地番	川畑，幸町二丁目	
古町一丁目	<u>182番2から182番38まで，261番2，285番2，286番3，352番2，352番3</u>	古町一丁目	<u>182番2から182番38まで，261番2，285番2，286番3，352番2から352番3まで</u>
古町二丁目	<u>82番2から82番6まで，120番5から137番11まで，166番2から168番8まで，182番3から191番3まで，198番2，198番3，251番から252番2まで，262番3から262番12まで，282番4から301番まで</u>	古町二丁目	<u>82番2から82番6まで，120番5から137番11まで，166番2から168番8まで，182番3から191番3まで，198番2から198番3まで，251番から252番2まで，262番3から262番12まで，282番4から301番まで</u>
古町三丁目	<u>224番4から224番7まで，268番1から268番12まで</u>	古町三丁目	<u>224番4から224番7まで，268番1から268番12まで</u>
滝の入	<u>283番2から283番4まで，375番</u>	滝の入	<u>283番2から283番4まで，375番</u>
川畑	全域		
幸町二丁目	<u>1番1から7番10まで，223番</u>		
魚町二丁目	<u>248番から248番6まで</u>		
魚浜町	全域		

議案第4号

気仙沼市下水道条例及び気仙沼市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和6年12月9日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市下水道条例及び気仙沼市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

(気仙沼市下水道条例の一部改正)

第1条 気仙沼市下水道条例(平成18年気仙沼市条例第153号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

1,408.00円
165.00円
176.00円
198.00円
220.00円
59.40円
77.00円

を

1,595.00円
187.00円
199.10円
224.40円
249.70円
67.30円
87.24円

に改める。

別表第2中

6.60円
26.40円
55.00円
63.80円
83.60円
99.00円
105.60円
13.20円
55.00円
99.00円
162.80円
198.00円
242.00円

を

7.48円
29.91円
62.32円
72.29円
94.72円
112.17円
119.64円
14.96円
62.32円
112.17円
184.45円
224.33円
274.19円

264.00円

299.11円

に改める。

第2条 気仙沼市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

1,595.00円
187.00円
199.10円
224.40円
249.70円
67.30円
87.24円

を

1,784.20円
209.00円
223.30円
250.80円
278.30円
75.26円
97.56円

に改める。

別表第2中

7.48円
29.91円
62.32円
72.29円
94.72円
112.17円
119.64円
14.96円
62.32円
112.17円
184.45円
224.33円
274.19円
299.11円

を

8.36円
33.45円
69.69円
80.84円
105.92円
125.43円
133.79円
16.72円
69.69円
125.43円
206.27円
250.87円
306.61円
334.49円

に改める。

第3条 気仙沼市下水道条例の一部を次のように改正する。

1,784.20円

1,971.20円

別表第1中

209.00円
223.30円
250.80円
278.30円
75.26円
97.56円

を

231.00円
246.40円
277.20円
308.00円
83.16円
107.80円

に改める。

別表第2中

8.36円
33.45円
69.69円
80.84円
105.92円
125.43円
133.79円
16.72円
69.69円
125.43円
206.27円
250.87円
306.61円
334.49円

を

9.24円
36.96円
77.00円
89.32円
117.04円
138.60円
147.84円
18.48円
77.00円
138.60円
227.92円
277.20円
338.80円
369.60円

に改める。

(気仙沼市集落排水処理施設条例の一部改正)

第4条 気仙沼市集落排水処理施設条例(平成18年気仙沼市条例第154号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

1,408.00円
165.00円
176.00円
198.00円
220.00円

を

1,595.00円
187.00円
199.10円
224.40円
249.70円

59.40円
77.00円

67.30円
87.24円

に改める。

別表第2中

6.60円
26.40円
55.00円
63.80円
83.60円
99.00円
105.60円
13.20円
55.00円
99.00円
162.80円
198.00円
242.00円
264.00円

を

7.48円
29.91円
62.32円
72.29円
94.72円
112.17円
119.64円
14.96円
62.32円
112.17円
184.45円
224.33円
274.19円
299.11円

に改める。

第5条 気仙沼市集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

1,595.00円
187.00円
199.10円
224.40円
249.70円
67.30円
87.24円

を

1,784.20円
209.00円
223.30円
250.80円
278.30円
75.26円
97.56円

に改める。

7.48円

8.36円

別表第2中

29.91円
62.32円
72.29円
94.72円
112.17円
119.64円
14.96円
62.32円
112.17円
184.45円
224.33円
274.19円
299.11円

を

33.45円
69.69円
80.84円
105.92円
125.43円
133.79円
16.72円
69.69円
125.43円
206.27円
250.87円
306.61円
334.49円

に改める。

第6条 気仙沼市集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

1,784.20円
209.00円
223.30円
250.80円
278.30円
75.26円
97.56円

を

1,971.20円
231.00円
246.40円
277.20円
308.00円
83.16円
107.80円

に改める。

別表第2中

8.36円
33.45円
69.69円
80.84円
105.92円
125.43円
133.79円

を

9.24円
36.96円
77.00円
89.32円
117.04円
138.60円
147.84円

16.72円
69.69円
125.43円
206.27円
250.87円
306.61円
334.49円

18.48円
77.00円
138.60円
227.92円
277.20円
338.80円
369.60円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び第4条の規定は令和7年4月1日から、第2条及び第5条の規定は令和11年4月1日から、第3条及び第6条の規定は令和15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の気仙沼市下水道条例別表第1及び別表第2の規定並びに第4条の規定による改正後の気仙沼市集落排水処理施設条例別表第1及び別表第2の規定は、令和7年5月分として徴収する使用料から適用し、同年4月分以前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の気仙沼市下水道条例別表第1及び別表第2の規定並びに第5条の規定による改正後の気仙沼市集落排水処理施設条例別表第1及び別表第2の規定は、令和11年5月分として徴収する使用料から適用し、同年4月分以前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の気仙沼市下水道条例別表第1及び別表第2の規定並びに第6条の規定による改正後の気仙沼市集落排水処理施設条例別表第1及び別表第2の規定は、令和15年5月分として徴収する使用料から適用し、同年4月分以前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第4号資料

気仙沼市下水道条例及び気仙沼市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市下水道条例の一部改正）

改 正 案				現 行			
別表第1（第19条関係）				別表第1（第19条関係）			
	区分	汚水量	金額		区分	汚水量	金額
一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,595.00円</u>	一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,408.00円</u>
		10立方メートルを超え35立方メートルまで、1立方メートルにつき	<u>187.00円</u>			超 過 料 金	10立方メートルを超え35立方メートルまで、1立方メートルにつき
	35立方メートルを超え60立方メートルまで、1立方メートルにつき	<u>199.10円</u>	35立方メートルを超え60立方メートルまで、1立方メートルにつき	<u>176.00円</u>			
	60立方メートルを超え150立方メートルまで、1立方メートルにつき	<u>224.40円</u>	60立方メートルを超え150立方メートルまで、1立方メートルにつき	<u>198.00円</u>			
	150立方メートルを超えるものは、1立方メートルにつき	<u>249.70円</u>	150立方メートルを超えるものは、1立方メートルにつき	<u>220.00円</u>			
公衆浴場用	1立方メートルにつき	<u>67.30円</u>	公衆浴場用	1立方メートルにつき	<u>59.40円</u>		
良質汚水用	1立方メートルにつき	<u>87.24円</u>	良質汚水用	1立方メートルにつき	<u>77.00円</u>		
備考 略				備考 略			
別表第2（第19条関係）				別表第2（第19条関係）			
	水質の区分		額		水質の区分		額
生物化学的 酸素要求量	1リットルにつき 300ミリグラムを超え500ミリグラムまでの水質		<u>7.48円</u>	生物化学的 酸素要求量	1リットルにつき 300ミリグラムを超え500ミリグラムまでの水質		<u>6.60円</u>
	1リットルにつき 500ミリグラムを超え1,000ミリグラムまでの水質		<u>29.91円</u>		1リットルにつき 500ミリグラムを超え1,000ミリグラムまでの水質		<u>26.40円</u>
	1リットルにつき 1,000ミリグラムを超え1,500ミリグラ		<u>62.32円</u>		1リットルにつき 1,000ミリグラムを超え1,500ミリグラ		<u>55.00円</u>

改 正 案			現 案 行		
	ムまでの水質			ムまでの水質	
	1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>72.29円</u>		1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>63.80円</u>
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>94.72円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>83.60円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>112.17円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>99.00円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>119.64円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>105.60円</u>
浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>14.96円</u>	浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>13.20円</u>
	1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>62.32円</u>		1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>55.00円</u>
	1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>112.17円</u>		1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>99.00円</u>
	1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>184.45円</u>		1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>162.80円</u>
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>224.33円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>198.00円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>274.19円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>242.00円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>299.11円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>264.00円</u>

(第2条関係)

改 正 案				現 行			
別表第1 (第19条関係)				別表第1 (第19条関係)			
	区分	汚水量	金額		区分	汚水量	金額
一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,784.20円</u>	一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,595.00円</u>
	超過 料金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>209.00円</u>		超過 料金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>187.00円</u>
		35立方メートルを超 え60立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>223.30円</u>			35立方メートルを超 え60立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>199.10円</u>
		60立方メートルを超 え150立方メートル まで、1立方メート ルにつき	<u>250.80円</u>			60立方メートルを超 え150立方メートル まで、1立方メート ルにつき	<u>224.40円</u>
		150立方メートルを 超えるものは、1立 方メートルにつき	<u>278.30円</u>			150立方メートルを 超えるものは、1立 方メートルにつき	<u>249.70円</u>
公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>75.26円</u>	公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>67.30円</u>		
良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>97.56円</u>	良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>87.24円</u>		
備考 略				備考 略			
別表第2 (第19条関係)				別表第2 (第19条関係)			
	水質の区分		額		水質の区分		額
生物化学的 酸素要求量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>8.36円</u>	生物化学的 酸素要求量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>7.48円</u>
	1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>33.45円</u>		1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>29.91円</u>
	1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>69.69円</u>		1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>62.32円</u>
	1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>80.84円</u>		1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>72.29円</u>

改 正 案			現 案 行		
	ムまでの水質			ムまでの水質	
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>105.92円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>94.72円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>125.43円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>112.17円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>133.79円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>119.64円</u>
浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>16.72円</u>	浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>14.96円</u>
	1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>69.69円</u>		1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>62.32円</u>
	1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>125.43円</u>		1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>112.17円</u>
	1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>206.27円</u>		1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>184.45円</u>
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>250.87円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>224.33円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>306.61円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>274.19円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>334.49円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>299.11円</u>

(第3条関係)

改 正 案				現 行				
別表第1 (第19条関係)				別表第1 (第19条関係)				
	区分	汚水量	金額		区分	汚水量	金額	
一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,971.20円</u>	一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,784.20円</u>	
	超 過 料 金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>231.00円</u>		超 過 料 金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>209.00円</u>	
		35立方メートルを超 え60立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>246.40円</u>			超 過 料 金	35立方メートルを超 え60立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>223.30円</u>
		60立方メートルを超 え150立方メートル まで、1立方メート ルにつき	<u>277.20円</u>				60立方メートルを超 え150立方メートル まで、1立方メート ルにつき	<u>250.80円</u>
		150立方メートルを 超えるものは、1立 方メートルにつき	<u>308.00円</u>				150立方メートルを 超えるものは、1立 方メートルにつき	<u>278.30円</u>
公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>83.16円</u>	公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>75.26円</u>			
良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>107.80円</u>	良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>97.56円</u>			
備考 略				備考 略				
別表第2 (第19条関係)				別表第2 (第19条関係)				
	水質の区分		額		水質の区分		額	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>9.24円</u>	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>8.36円</u>	
	1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>36.96円</u>		1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>33.45円</u>	
	1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>77.00円</u>		1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>69.69円</u>	
	1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>89.32円</u>		1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>80.84円</u>	

改 正 案			現 案 行		
	ムまでの水質			ムまでの水質	
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>117.04円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>105.92円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>138.60円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>125.43円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>147.84円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>133.79円</u>
浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>18.48円</u>	浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>16.72円</u>
	1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>77.00円</u>		1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>69.69円</u>
	1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>138.60円</u>		1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>125.43円</u>
	1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>227.92円</u>		1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>206.27円</u>
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>277.20円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>250.87円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>338.80円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>306.61円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>369.60円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>334.49円</u>

(第4条関係：気仙沼市集落排水処理施設条例の一部改正)

改 正 案				現 行					
別表第1 (第21条関係)				別表第1 (第21条関係)					
	区分	汚水量	金額		区分	汚水量	金額		
一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,595.00円</u>	一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,408.00円</u>		
	超 過 料 金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>187.00円</u>		超 過 料 金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>165.00円</u>		
		35立方メートルを超 え60立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>199.10円</u>			超 過 料 金	35立方メートルを超 え60立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>176.00円</u>	
		60立方メートルを超 え150立方メートル まで、1立方メート ルにつき	<u>224.40円</u>				超 過 料 金	60立方メートルを超 え150立方メートル まで、1立方メート ルにつき	<u>198.00円</u>
		150立方メートルを 超えるものは、1立 方メートルにつき	<u>249.70円</u>					150立方メートルを 超えるものは、1立 方メートルにつき	<u>220.00円</u>
公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>67.30円</u>	公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>59.40円</u>				
良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>87.24円</u>	良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>77.00円</u>				
備考 略				備考 略					
別表第2 (第21条関係)				別表第2 (第21条関係)					
	水質の区分		額		水質の区分		額		
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>7.48円</u>	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>6.60円</u>		
	1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>29.91円</u>		1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>26.40円</u>		
	1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>62.32円</u>		1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>55.00円</u>		
	1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>72.29円</u>		1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>63.80円</u>		

改 正 案			現 案 行		
	ムまでの水質			ムまでの水質	
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>94.72円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>83.60円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>112.17円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>99.00円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>119.64円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>105.60円</u>
浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>14.96円</u>	浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>13.20円</u>
	1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>62.32円</u>		1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>55.00円</u>
	1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>112.17円</u>		1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>99.00円</u>
	1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>184.45円</u>		1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>162.80円</u>
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>224.33円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>198.00円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>274.19円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>242.00円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>299.11円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>264.00円</u>

(第5条関係)

改 正 案				現 行				
別表第1 (第21条関係)				別表第1 (第21条関係)				
	区分	汚水量	金額		区分	汚水量	金額	
一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,784.20円</u>	一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,595.00円</u>	
	超過 料金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で, 1立方メートル につき	<u>209.00円</u>		超過 料金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で, 1立方メートル につき	<u>187.00円</u>	
		35立方メートルを超 え60立方メートルま で, 1立方メートル につき	<u>223.30円</u>			超過 料金	35立方メートルを超 え60立方メートルま で, 1立方メートル につき	<u>199.10円</u>
		60立方メートルを超 え150立方メートル まで, 1立方メート ルにつき	<u>250.80円</u>				60立方メートルを超 え150立方メートル まで, 1立方メート ルにつき	<u>224.40円</u>
		150立方メートルを 超えるものは, 1立 方メートルにつき	<u>278.30円</u>				150立方メートルを 超えるものは, 1立 方メートルにつき	<u>249.70円</u>
公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>75.26円</u>	公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>67.30円</u>			
良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>97.56円</u>	良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>87.24円</u>			
備考 略				備考 略				
別表第2 (第21条関係)				別表第2 (第21条関係)				
	水質の区分		額		水質の区分		額	
生物化学的 酸素要求量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>8.36円</u>	生物化学的 酸素要求量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>7.48円</u>	
	1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>33.45円</u>		1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>29.91円</u>	
	1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>69.69円</u>		1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>62.32円</u>	
	1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>80.84円</u>		1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>72.29円</u>	

改 正 案			現 案 行		
	ムまでの水質			ムまでの水質	
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>105.92円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>94.72円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>125.43円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>112.17円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>133.79円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>119.64円</u>
浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>16.72円</u>	浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>14.96円</u>
	1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>69.69円</u>		1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>62.32円</u>
	1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>125.43円</u>		1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>112.17円</u>
	1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>206.27円</u>		1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>184.45円</u>
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>250.87円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>224.33円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>306.61円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>274.19円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>334.49円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>299.11円</u>

(第6条関係)

改 正 案				現 行				
別表第1 (第21条関係)				別表第1 (第21条関係)				
	区分	汚水量	金額		区分	汚水量	金額	
一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,971.20円</u>	一 般 用	基本 料金	10立方メートルまで	<u>1,784.20円</u>	
	超 過 料 金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>231.00円</u>		超 過 料 金	10立方メートルを超 え35立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>209.00円</u>	
		35立方メートルを超 え60立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>246.40円</u>			超 過 料 金	35立方メートルを超 え60立方メートルま で、1立方メートル につき	<u>223.30円</u>
		60立方メートルを超 え150立方メートル まで、1立方メート ルにつき	<u>277.20円</u>				60立方メートルを超 え150立方メートル まで、1立方メート ルにつき	<u>250.80円</u>
		150立方メートルを 超えるものは、1立 方メートルにつき	<u>308.00円</u>				150立方メートルを 超えるものは、1立 方メートルにつき	<u>278.30円</u>
公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>83.16円</u>	公衆浴場 用	1立方メートルにつ き	<u>75.26円</u>			
良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>107.80円</u>	良質汚水 用	1立方メートルにつ き	<u>97.56円</u>			
備考 略				備考 略				
別表第2 (第21条関係)				別表第2 (第21条関係)				
	水質の区分		額		水質の区分		額	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>9.24円</u>	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	1リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質		<u>8.36円</u>	
	1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>36.96円</u>		1リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質		<u>33.45円</u>	
	1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>77.00円</u>		1リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質		<u>69.69円</u>	
	1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>89.32円</u>		1リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ		<u>80.84円</u>	

改 正 案			現 案 行		
	ムまでの水質			ムまでの水質	
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>117.04円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>105.92円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>138.60円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>125.43円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>147.84円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>133.79円</u>
浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>18.48円</u>	浮遊物質量	1 リットルにつき 300ミリグラムを超 え500ミリグラムま での水質	<u>16.72円</u>
	1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>77.00円</u>		1 リットルにつき 500ミリグラムを超 え1,000ミリグラム までの水質	<u>69.69円</u>
	1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>138.60円</u>		1 リットルにつき 1,000ミリグラムを 超え1,500ミリグラ ムまでの水質	<u>125.43円</u>
	1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>227.92円</u>		1 リットルにつき 1,500ミリグラムを 超え2,000ミリグラ ムまでの水質	<u>206.27円</u>
	1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>277.20円</u>		1 リットルにつき 2,000ミリグラムを 超え2,500ミリグラ ムまでの水質	<u>250.87円</u>
	1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>338.80円</u>		1 リットルにつき 2,500ミリグラムを 超え3,000ミリグラ ムまでの水質	<u>306.61円</u>
	1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>369.60円</u>		1 リットルにつき 3,000ミリグラムを 超える水質	<u>334.49円</u>

議案第 5 号

気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 9 日 提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年気仙沼市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同項第2号中「の土木工学科」を削り，「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め，「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り，「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め，「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同項第3号中「大学（同法による専門職大学の前期課程）」の次に「（以下「専門職大学前期課程」という。）」を，「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え，「同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した後」を「専門職大学前期課程にあつては，修了した後。次号において同じ。」に，「水道」を「水道等」に改め，「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同項第8号中「1年以上水道」を「1年以上水道等」に，「有する者」を「有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」に改め，同号を同項第10号とし，同項第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め，「又は学科目」を削り，「水道」を「水道等」に改め，「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した

経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「による中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第3条第2項を次のように改める。

2 簡易水道事業，給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については，前項第1号中「3年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上

の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに

限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の工学」を「，工学」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業した後」の次に「（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、「第1号に規定する学校の卒業者」を「第1号に規定する学校を卒業した者」に、「第3号に規定する学校の卒業者」を「第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」に、「第4号に規定する学校の卒業者」を「第5号に規定する学校を卒業した者」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「卒業者」を「学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同項に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択し

たものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項中「簡易水道については」を「簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については」に、「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」を「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」に改め、「1以上」との次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第5号資料

気仙沼市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。) _____</p> <p>_____又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又は _____これに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(2) 学校教育法による大学 _____又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程 _____を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「<u>専門職大学前期課程</u>」<u>という。)</u>を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「<u>短期大学等</u>」<u>という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、<u>修了した後。次号において同じ。)</u>、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(4) <u>短期大学等</u>において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>6年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、</u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年以上水道 _____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれ _____</u>に相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道 _____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程 _____を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校 _____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した後 _____</u>)、<u>5年以上水道 _____</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 案 行
<p>務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</p> <p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号まで _____ に規定する課程に相当する課程 _____ を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上</p>	<p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校 _____ において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道 _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 10年以上水道 _____ の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道 _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道 _____ に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上</p>

改 正 案	現 案 行
<p><u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</p> <p>(11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）</u></p> <p>2. <u>簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する</u></p>	<p><u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>（新設）</p> <p>2. <u>簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業生にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者</p>

改 正 案	現 案 行
<p>術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、<u>工学</u>、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（<u>専門職大学前期課程</u>にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（<u>専門職大学前期課程</u>にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（<u>専門職大学前期課程</u>にあつては、<u>修了した者</u>）については7年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号</u>若しくは<u>第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>学校を卒業した者</u>（<u>専門職大学前期課程</u>にあつては、<u>修了した者</u>）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者</u>（<u>選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。</u>）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合</u></p>	<p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学</u>、理学、農学、医学若しくは薬学に関する<u>学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程</u>にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程</u>にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後、<u>同項第1号に規定する学校の卒業者</u>については5年以上、同項第3号に規定する<u>学校の卒業者</u>については7年以上、同項第4号に規定する<u>学校の卒業者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業者</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略 (新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>2 簡易水道については</p> <p>_____,前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道</p> <p>_____」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と</p> <p>_____それぞれ読み替えるものとする。</p>